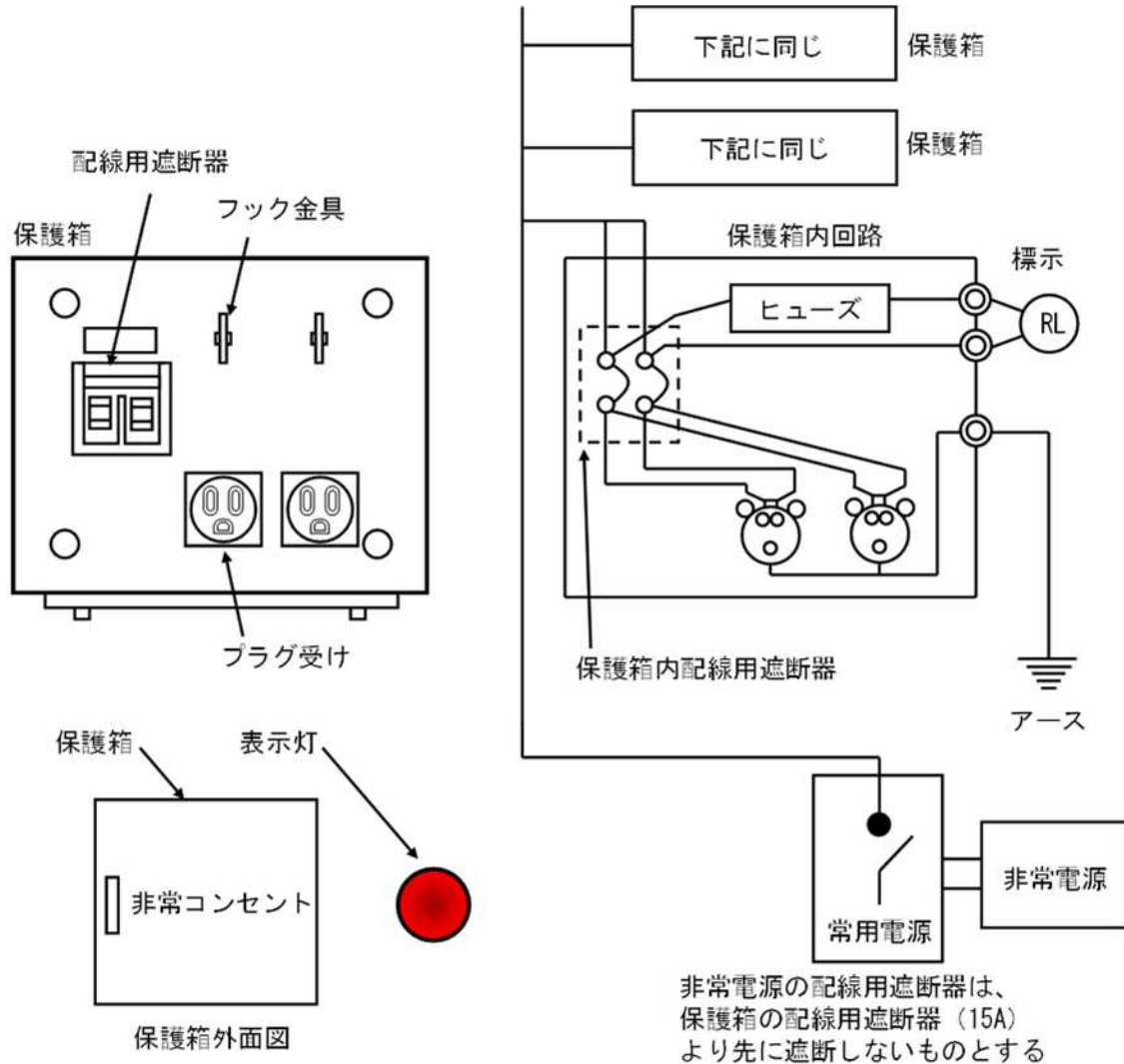


## 第 23 非常コンセント設備

### 1 構成

非常コンセント設備は、消火活動上困難性の高い高層建築物や地下街において、停電時に電気を動力とする消防用資機材や照明設備を使用し、消防活動を円滑に行うことを目的とするものであり、電源、配線、コンセント等から構成される。(第 23-1 図参照)



第 23-1 図

### 2 設置位置等

設置位置等は、令 29 条の 2 第 2 項の規定によるほか、次によること。

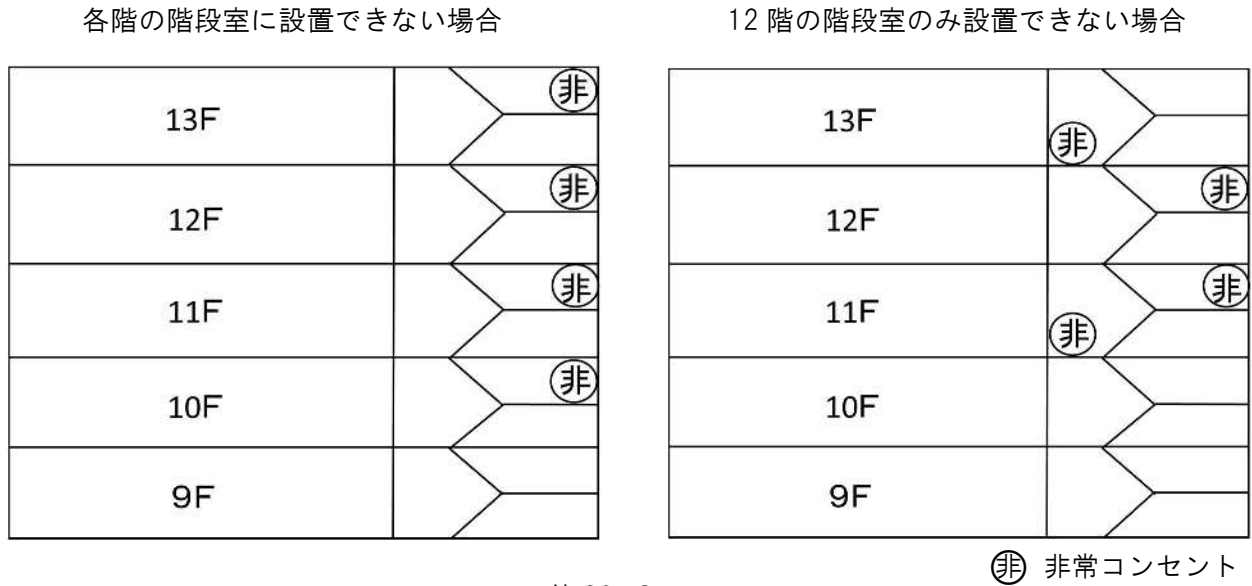
(1) 構造上、各階の階段室等に設けることが困難な場合は、次のいずれかの場所に設けることができる。

① 第 22 連結送水管を準用すること。

② 各階の階段室等に設けることが困難な場合は、10 階と 11 階の中間踊場から設けることができる。

なお、設置できない階がある場合は、設置できない階を挟んで中間踊場に設けること。

(第 23-2 図参照)



第 23-2 図

(2) メゾネット型共同住宅等、特殊な階層の共同住宅等に設置する非常コンセントは、共用廊下等のある階のみに設置し、共用部のない階には設けないことができる。ただし、防火対象物の各部分から非常コンセントまでの歩行距離が 50m 以下とすること。

### 3 電源の供給容量

非常電源の容量は、1 回路につき非常コンセントの設置個数（設置個数が 3 を超えるときは、3 とする。）に 15A を乗じて得た容量とすること。

### 4 非常コンセント

1 回路につき保護箱の数は 10 個以下とし、保護箱内にはプラグ受けを 2 口設けること。規則第 31 条の 2 第 6 号ただし書きに規定する非常コンセントの数は、保護箱の数とする。

### 5 接地

前 4 のプラグ受けの接地極は、D 種設置工事を施すこと。

※D 種設置とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月 27 年付通商産業省令第 52 号）第 10 条及び第 11 条に基づく D 種設置工事のこと。

### 6 保護箱

保護箱は、次によること。

(1) 保護箱は、耐火構造の壁等に埋め込むか又は配電盤及び分電盤の基準（昭和 56 年 12 月消防庁告示第 10 号（以下「告示 10 号」という。））第 3. 1. (2) に準じたものを設けること。

なお、告示 10 号第 3. 1. (2) による同等以上の耐熱性及び遮断性を有する材料は、JIS A 5430 ケイ酸カルシウム板とする。

※ 告示 10 号第 3. 1. (2) 抜粋

キャビネット（非常電源専用の開閉器、過電流保護器、計器その他の配線用機器及び配線並びにこれらを収納する箱）は、防火塗料等を施したパーライト板（板厚が埋め込む部分にあつては 12mm 以上、露出する部分にあつては 15mm 以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性及び断熱性を有する材料で内張りしたものとし、かつ、当該内張り部分は、熱又は振動により容易にはく離しないものであること。

- (2) 保護箱の大きさは、長辺が 25cm 以上、短辺 20cm 以上とすること。
- (3) 保護箱に用いる材料は、防錆加工を施した厚さ 1.6mm 以上の鋼製のものとすること。
- (4) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。
- (5) 保護箱内には、差し込みプラグの離脱を防止するためのフック(L型又はC型)等を設けること。
- (6) 保護箱には、D種接地工事を施すこと。

## 7 消火栓箱と保護箱との接続

非常コンセントの保護箱を消火栓箱に接続する場合は、次によること。☞

- (1) 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画すること。
- (3) 消火栓部分の扉と保護箱の扉は、別開きができるようにすること。

## 8 電源及び配線等

電気及び配線等は、規則 31 条の 2 第 5 号及び第 6 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 電源は、交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずに、専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を非常コンセント設備の電源と共用する場合で、これにより非常コンセント設備に障害を及ぼすおそれのないときは、共用することができる。
- (2) 前(1)の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。☞
- (3) 開閉器等の見やすい箇所に、非常コンセント設備専用である旨を表示し、容易に遮断されないための措置を講じること。☞
- (4) 非常コンセントには、配線用遮断器(容量は 100V、15A 以上)を保護箱内に設けること。☞
- (5) 非常電源の配線用遮断器は、保護箱の配線用遮断器より先に遮断しないようにすること。☞
- (6) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防錆加工を施した厚さ 1.6mm 以上の鋼製のものを用いること。☞
- (7) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。☞
- (8) 非常コンセント設備の立上り配線が 2 以上ある場合は、ブレーカーはそれぞれ別個とすること。☞

## 9 幹線容量

- (1) 幹線は、一の回路につき、100V、15A 以上の容量を有効に供給できるものとすること。
- (2) 幹線容量は電圧降下を考慮し、低圧で電気の供給を受けている場合は、電圧降下を標準電圧の 2% 以下となるように算定すること。ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3% 以下とすることができる。
- (3) 幹線に用いる電線は、非常電源の配線用遮断器の容量を有効に供給できるものとすること。

## 10 非常電源回路の配線

規則第 31 条の 2 第 8 号に規定する非常電源回路の配線は、第 3 非常電源を準用すること。

## 11 表示灯

規則第 31 条の 2 第 9 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火(以下「表示灯」という。)は、第 2 屋内消火栓設備を準用すること。
- (2) 表示灯回路の配線は、第 3 非常電源を準用するほか、通電状態を監視するため、前 8.(4) 配線用遮断器の一次側から分岐し、分岐回路には保護用のヒューズを設けること。
- (3) 表示灯回路を他の表示灯回路と兼ねる場合は、次によること。
  - ① 屋内消火栓設備と兼用する場合は、第 2 屋内消火栓設備に定める表示灯と兼用することができる。この場合、通電表示灯を前 4 のプラグ受けの近くに設けること。
  - ② 連結送水管と兼用する場合は、非常コンセント設備の表示灯の基準により設置すること。

1 2 総合操作盤

第 27 総合操作盤の規定によること。